

Green Life

グリーン・ライフ

～快適で安全な暮らしのために～

なかがわ

馬頭最終処分場基本設計書を 決定しました。

今号では、基本設計書(案)について
寄せられた御意見及び
県の考えをお知らせします。



空気も
水も
食べものも

がんばろう日本! 元気をとちぎから。

馬頭最終処分場基本設計書(案)について説明会や縦覧を行った結果、130余の御意見をいただきました。ありがとうございました。

県では、寄せられた御意見を踏まえ加筆修正を行ったうえで、この度、基本設計書を決定しました。

皆様から寄せられた御意見と県の考えをとりまとめましたので、お知らせします。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

意見等の 提出状況

- 縦覧期間／平成26年10月21日(火)～11月20日(木)
- 提出者／1団体、4名

説明会

那珂川町住民説明会

- 開催日／10月28日(火)
- 開催場所／那珂川町馬頭総合福祉センター

和見行政区住民説明会

- 開催日／10月30日(木)
- 開催場所／和見多目的集会所

小口・小砂行政区住民説明会

- 開催日／10月31日(金)
- 開催場所／小口集会所

馬頭最終処分場基本設計書については、県のホームページのほか、次の場所で御覧いただけます。

- 栃木県環境森林部馬頭処分場整備室(栃木県庁12階)
- 〃 馬頭処分場整備室那珂川分室(那珂川町山村開発センター3階)
- 那珂川町環境総合推進室
- 栃木県ホームページ
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>〔→暮らし・環境→廃棄物→県営処分場〕

基本設計書（案）に関する意見

① 処分場予定地について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	備中沢の砂防ダムに堆積した土砂をどのように除去するのか。	備中沢のダムは、備中沢の渓床勾配を緩和して、渓床、溪岸を安定させ、山腹崩壊の発生を防止するため造られた治山ダムです。そのため、堆積した土砂の除去は行いません。 防災調整池の堤体の基礎地盤を堅固な地山とするために、支流の堆積土砂を掘削いたしますが、その他に、処分場建設に伴う備中沢の堆積土砂の除去は行いません。
2	備中沢に入る3つの支流を全面的に改変しているのに、備中沢を改変しないという説明はおかしい。 【2件】	埋立地遮水工の外側や盛土の下のもとと沢形となっている部分には、地下水集排水管を配置し、地下水を集水して備中沢に放流します。また、埋立地を含めた改変区域に降った雨水は、一部を散水用水として利用する以外は、流域を変えないよう防災調整池を経て、備中沢に放流することから、備中沢流量への影響はほとんどないと考えます。 備中沢の流れを変えずに、また、処分場建設に伴う備中沢流量への影響も小さいことから、備中沢は改変しないこととしました。
3	備中沢の水位が処分場計画地の地下水に影響すると考えられる。備中沢と計画地谷地の水の遮断はどのように行うのか。	埋立地の底面の計画高さは、備中沢の平常時水位よりも10～15m程度高い位置にあり、また、ボーリング調査の結果でも支流沿いの地下水は、備中沢の水位よりも高い位置にあることを確認しています。したがって、埋立地造成に伴う備中沢水位への影響は少ないと考えております。
4	処分場候補地には、県が指定した保安林がある。県は、水源地であることで保安林に指定したのではないか。	事業区域内の一部に保安林がありますが、改変区域には保安林はありません。 なお、事業区域内の保安林は、土砂流出防備保安林で、水源かん養保安林ではありません。

② 処分場の施設設計について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	備中沢の凝灰岩は、崩す前はしっかりしているが、崩すと水に溶けてさらさらと流れてしまい、どんなに圧力をかけても固まらない。県は、備中沢の凝灰岩を削って処分場を造ることが、いかに危険であるか認識すべきである。	現地で採取した凝灰質砂岩や細粒凝灰岩を土質試験した結果、盛土材として利用できることを確認しています。
2	切土部と盛土部の境界には必ずズレが生じるため、安全性は確保できないのではないか。 【3件】	盛土の施工において、沈下が発生しないよう適切に施工することが重要と考えています。 わずかな沈下は想定されますが、馬頭最終処分場の遮水システムの柔軟性で十分に対応できると考えています。

No.	意見等の要旨	県の考え
3	地震に対する安全対策は万全なのか。	<p>馬頭最終処分場を計画するに当たっては、まず初めに建設予定地が処分場を建設するうえで、適地であることを確認するための適地性アセスを実施し、建設予定地内に、活断層や不安定な地形、軟弱な地盤は存在しないことを確認しております。</p> <p>また、改変区域において、東日本大震災の影響は、確認されておりません。</p> <p>そのうえで、馬頭最終処分場の貯留構造物の盛土は、地震にも十分な強度を得られる設計としているフィルダムと同様の設計手法を用いており、万が一計画地周辺で大地震が発生しても、十分安全性が確保できる設計としています。</p>

③ クローズドシステムについて

No.	意見等の要旨	県の考え
1	クローズド型を採用すると、埋立地に有害物質が濃縮されるのではないかと。	<p>埋立てた廃棄物は、散水による洗い出しを行うとともに、準好気性埋立で安定化を図ります。散水に伴い発生した浸出水は、処理施設で有害物質等を除去したうえで、散水用水として循環利用を図ります。</p> <p>浸出水を浄化しながら循環利用することにより、有害物質が埋立地内に濃縮することはありません。</p>
2	浸出水処理施設で除去した重金属等の有害物質は、どのように処分するのか。 【3件】	<p>除去した重金属等は、主に汚泥として排出します。排出された汚泥は溶出試験を行い、有害物質濃度が法令の基準内であれば、埋立地内に戻し、基準を超える場合は、外部の処分業者で処理します。</p>
3	浸出水処理施設から発生する汚泥の量はどのくらいか。	<p>浸出水処理施設で発生する汚泥量は、埋立てる廃棄物にもよりますが、最大約810m³/年と予測しています。</p>
4	発生したガスにより、健康被害が起きるのではないかと。 【2件】	<p>事前審査や搬入管理を十分に行うことでガスが大量に発生するおそれのある廃棄物が混入することを防ぎます。</p> <p>また、有機物の分解により、ガスが発生しますが、準好気性埋立によりアンモニアや硫化水素等の発生はわずかであると考えています。</p> <p>さらに、発生ガスについては、定期的にモニタリング調査を実施する計画であり、周辺に影響を及ぼすことがないように十分留意していきます。</p>
5	メタンガス等の発生による爆発や火災が発生するのではないかと。 【2件】	<p>埋立地内を準好気性に保つことで、嫌気性で発生するメタンガス等の発生は、わずかであると考えています。</p> <p>また、発生するガスを埋立ガス抜き設備により速やかに埋立廃棄物から排除することにより、埋立廃棄物内部にガスが溜まらないようにし、火災の発生を防ぎます。</p> <p>さらに、埋立ガス抜き設備からの発生ガスを定期的にモニタリング調査し、ガスの発生状況を把握します。</p>

No.	意見等の要旨	県の考え
6	火災に対する安全性は、確保できるのか。	不測の火災の発生に備えて、法令等に基づき、防火材料の採用や、火災報知機、消火器等の消火設備を設け、火災に対する安全性を確保します。
7	被覆施設は必要なのか。	廃棄物の飛散、粉じん、悪臭、騒音の発生を抑制するとともに、浸出水の処理水を放流しない循環方式とすることで周辺環境への影響を極力低減できる、クローズド（被覆）型としました。 また、散水をコントロールできることで、万が一、遮水システムに不具合が発生した場合でも、適切に対応できると考えます。
8	受入終了後に被覆施設や管理棟等はどうなるのか。 跡地の利用はどうなるのか。 【2件】	埋立終了後、埋立廃棄物が安定化するまで管理を続け、安定化した後に、処分場を閉鎖します。 跡地利用については、処分場稼働後の適切な時期に地域のニーズ等を踏まえ検討します。
9	中間柱部の完全な遮水はできないと考えるべき。縮小しても中間柱のない構造にすべきである。 柱部の遮水シートの加工や接続は非常に難しい。遮水の安全性を確保できるのか。 【2件】	今回の基本設計においては、複雑な構造となるため、柱本数が少なくなるようにしました。 また、柱部の遮水シートは、予め底部と柱部が一体となった製品を用いる予定です。 さらに、埋立てた廃棄物の沈下が柱部の遮水シートに影響しないよう、柱部の遮水シートの外側に防護管を設置し、柱部の遮水工に万全を期します。 柱の本数については、今後行う実施設計において、さらに検討を行いません。
10	被覆施設は、地震に対しどこまで耐えられるのか。 地震学者は、関東・首都圏で直下型地震が間違いなく発生すると言っている。	被覆施設は、建築基準法に従った設計を行います。 建築基準法は、地震等の発生等に合わせて改正されていることから、法に従って設計された建物は、地震に対する安全性が確保されていると考えます。
11	豪雨、強風、大雪に対して、安全性は確保できるのか。	豪雨時においては、防災調整池により、開発区域から備中沢への放流量を開発前と変わらないように調整することで、安全性を確保します。 強風、大雪についても、各種基準に基づき設計をしているので、安全性は確保できると考えています。

④ 遮水について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	遮水シートは、年月が経つと劣化することから、耐用年数は有限であり、安全性に疑問がある。 接続部分は、接着剤を使うなど、材質が変化することになるので、弱点になる。 【3件】	遮水シートのメーカーにより構成される日本遮水工協会の耐久性自主規格値は、15年です。 一方、判例では「少なくとも、評価試験においては、太陽光線、熱、オゾン、酸、アルカリ等に対して50年以上の耐久性を有していることが認められる」（H15.10.27 福岡高裁）との判断がなされ、遮水シートの耐久性は、廃棄物が安定化するまで十分な安全性を確保できるものとしております。 遮水シートの接続には、接着剤を用いず、熱溶着方式を用いる予定であり、材質の変化はありません。

No.	意見等の要旨	県の考え
2	薄いシートが地震で揺らされると、破れてしまうのではないかと。	遮水シートと貯留構造物は一体として動くことから、地震時に遮水シートが損傷することはないと考えています。 万が一の損傷に備え、国の構造基準である二重遮水シートに加え、自己修復性シートやベントナイト砕石の多重のバックアップシステムにより万全の安全対策を講じています。
3	遮水シートに対する外側の地下水からの影響はどのように考えているか。	外側からの地下水は、遮水システムの外側に設置する地下水集排水管で集水し、速やかに外部に排出することから、遮水システムへの影響はないものと考えています。
4	ベントナイトは、吸湿性の物質だが、飽和状態になると吸収できなくなるのではないかと。	ベントナイト砕石は、セメント改良土により挟まれていることから、一定量吸水すると膨潤できなくなり、水が流れなくなります。 また、浸出水がベントナイト砕石に達するまでには、漏水検知システムが作動するので、散水を停止するとともに補修作業を実施します。
5	埋立が10mくらいになったときに、検知システムが故障した場合、検知(修理)ができないのではないかと。	埋立てが進んでも漏水検知システムの不具合が確認できる装置の採用や適正な施工を行うことが重要です。 万が一、埋立てが進んだ後に、漏水検知システムの不具合が発生した場合は、散水を停止するとともに、不具合の発生している箇所を掘り起こして、補修を行います。

⑤ その他の処分場施設設計について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	法面の緑化に外来種を使うべきでない。	一般的な法面緑化に用いる種子は、牧草等の外来種で、道路工事等で広く使われており、近隣においても施工実績が多くあることから、馬頭最終処分場に使用しても、特に問題は発生しないと考えています。 なお、馬頭最終処分場の整備に当たっては、緩衝緑地帯において可能な限り既存の森林を残すこととしています。
2	今まで経験したことのない集中豪雨に対して、防災調整池で下流域の安全は確保できるのか。 【2件】	防災調整池から備中沢に流れ出す流量の調節量を30年確率降雨強度で設計しています。 30年確率降雨強度は、『森林法に基づく林地開発許可の基準』に基づくものであり、適正な確率降雨と判断しています。
3	北沢不法投棄物の埋立前処理施設の設置位置は、どこになるのか。 誰が前処理を行うのか。	北沢不法投棄物の埋立前処理施設は、埋立地内の北東部に設置する予定であり、県が行います。
4	都橋からの搬入道路が頓挫すれば、処分場は造らないのか。	都橋からの搬入道路は、市街地を通過しない安全で合理的なルートを計画したものです。 早期に工事が完成するよう、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

No.	意見等の要旨	県の考え
5	和見地区と小口地区を結ぶ山間の連絡道を封鎖するのではないか。	事業区域には、和見地区と小口地区とを結ぶ町道備中沢線と町道小倉梅平線があります。 町道備中沢線は、搬入道路工事中に一時通行に支障を来たす場合がありますが、完成後は、支障なく通行できます。 町道小倉梅平線は、改変しません。
6	搬入道路の勾配は最大どのくらいか。	搬入道路の勾配は、最大約 10%となります。

⑥ 維持管理等について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	施設の点検においては、機械に頼るだけでなく、実際に見て点検するべきではないか。	各種のモニタリングは、機器による確認とともに、点検者が貯留構造物の目視点検や臭気等の確認を行います。
2	汚染状況の把握のために水質モニタリング調査においては、規制されていない有害物質や未知のものが分析できるようもう少し踏み込んだ分析をするべきではないか。	水質のモニタリングは、法令や県の指導要綱に基づいた項目及び分析方法により適性に検査を行います。
3	観測井戸の位置は、汚染状況を監視するために、適正な位置に設置しなければならない。	水質モニタリング井戸は、地下水汚染の有無を確認できるよう埋立地の上流側に 2 箇所、下流側に 2 箇所設置します。 また、地下水集排水施設の流末においても、水質モニタリングを実施します。
4	10 年間で安定化することになっているが、何をもって安定化というのか。 【3 件】	安定化とは、埋立地からの浸出水が排水基準以下になるとともに、ガスが発生しなくなり、埋立地内部の温度が周辺地中の温度と同じになることなど、周辺環境へ影響を及ぼさなくなることです。 なお、最終処分場を廃止する場合には、廃棄物処理法に基づく技術上の基準に適合する必要があります。
5	埋立容量が前回の 80 万 m ³ から 60 万 m ³ に減ったが、受入期間は変わらず 12 年間である。容量が少なくなったのに変わらないのはなぜか。	埋立容量は減っておりますが、これまでの排出実績から推計した結果、埋立期間を概ね 12 年間としました。
6	受入品目には、他用途に利用できるものもある。受入基準を見直すべきではないか。	廃棄物のリサイクルは進んでおりますが、どうしてもリサイクルできない廃棄物は残ります。馬頭最終処分場では、廃棄物処理法で規定された管理型最終処分場で埋立てられる廃棄物を受入品目としました。
7	住民による監視システムは、都合のよい住民や御用学識者のみを集めるのではないか、行政の隠ぺい体質はないか、などの批判に耐える構成・システムにすることを望む。	馬頭最終処分場の住民監視システムでは、住民の皆様が直接、処分場を見て監視できる仕組みとともに、住民の皆様、学識者、行政が連携することにより、透明性の高い適正な管理運営を行うための組織をつくります。
8	埋立終了後も少なくとも数十年はモニタリング等の監視を続けるべきである。	モニタリングは、各種基準に則り埋立終了後も馬頭最終処分場を廃止するまで続けます。

No.	意見等の要旨	県の考え
9	必要以上の循環水が生成しないか。 浸出水が漏れて、循環水に不足が生じないか。 処理水を放流しなくても遮水工の破綻や寿命で浸出水が漏洩することは必至である。	クローズドシステムは、散水量を調整することにより、浸出水の発生量を調整することができます。 蒸発により、散水用の循環水が不足する場合は、雨水や地下水を利用して補充します。 馬頭最終処分場の遮水システムは、国の基準の二重遮水シートに加え、自己修復性シートやベントナイト砕石による多重のバックアップにより万全を期しています。
10	事業区域内の生物相は根こそぎ失われ、さらに渡り鳥飛来・動物の移動路分断など配慮すべき点がある。	備中沢の改変を行わないことに加え、環境影響評価に基づき保全措置を講じることで、生物相の保全に配慮いたします。
11	大気汚染、土壌汚染、悪臭の発生抑制対策に関して具体性がない。	埋立地を被覆施設で覆うことにより、大気汚染や悪臭の発生を大幅に抑制できると考えております。 また、遮水システムは、国の基準の二重遮水シートに加え、自己修復性シートやベントナイト砕石による多重のバックアップにより土壌汚染が起きないように万全を期しています。
12	騒音・振動・悪臭などは人によって感じ方が異なる。基準値を設けても、それ以下でも病気になる人が出てくる。	騒音・振動・悪臭については、環境影響評価に基づき保全措置を講じることにより、環境に与える影響は小さいと考えています。
13	北沢不法投棄物撤去、及び埋立地内での労働衛生環境への対策が具体的に記載されていない。 アスベストの作業従事者への対策が必要である。 【2件】	埋立作業員の労働衛生環境の確保について基本設計書に追加しました。 また、撤去に当たっては、事前に投棄物の調査を実施し、アスベストの有無についても確認します。アスベストが確認された場合には飛散しないよう適正に処理します。

⑦ 北沢不法投棄物について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	適正に処理するとはどのようなことか。 どのような物が投棄されていたかを撤去の進行とともに公表すべきである。	法令等に従い、不法投棄物を処理します。 投棄されていた廃棄物については、撤去工事の進捗に併せて、公表していきたいと考えています。
2	全量撤去は必要がなく、却って危険性を増す。県は平成2年以来、不法投棄物現場周辺のモニタリング調査を実施しているが、現在に至るまで一度も異常はなく、毎月、周辺環境への汚染拡大の兆候は認められなかったと報告している。 北沢不法投棄物の撤去は行わず、異常気象や地震の際にも破損されないための工事を付加すれば足りると思っている。 【8件】	平成12年に北沢地区不法投棄物の詳細調査を実施しました。その結果、ダイオキシン類や鉛、揮発性有機物などの複数の有害物質による汚染状況が明らかになり、恒久対策として、投棄物と汚染土壌の全量撤去が必要と判断しました。 平成13年以降継続しているモニタリング調査の結果からも、投棄地内からダイオキシン類や鉛が環境基準を超えて検出されることがあり、また、投棄地内部の環境は詳細調査時と変化がなく、その危険性は変わっていません。 不法投棄地内部は還元状態であるため、今のところ安定していますが、この状態が変化した場合は、周辺環境への汚染拡大のおそれがあります。

No.	意見等の要旨	県の考え
3	<p>県は、北沢地内の不法投棄物問題を解決するため、処分場を建設するとしているが、行政の適正な判断とは言えない。行政代執行により撤去を行なうべきである。県は代執行に必要な措置命令も出していない。</p> <p>不法投棄物を撤去するために必要なのは、臨時の前処理施設である。</p> <p>【4件】</p>	<p>1 行政代執行について</p> <p>これまで、住民の皆様から、行政代執行による北沢の不法投棄物の撤去について要望をいただいています。</p> <p>行政代執行により不法投棄物の撤去を行う場合は、それに先立って廃棄物処理法に基づく措置命令を発する必要があります。</p> <p>措置命令については、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに、処分者等に対しその支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができるかとされています。</p> <p>そして、行政代執行は、本来不法投棄物を撤去すべき者に代わって県が撤去し、その費用を撤去すべき者から徴収するものです。従って、費用を回収できない場合は、結果的に県が負担することとなります。</p> <p>なお、いわゆる産廃特措法により、行政代執行に対する財政支援制度が整備されましたが、不法投棄物の撤去は行政代執行によることに変わりなく、また、県の負担が無くなるわけではありません。</p> <p>このように、行政代執行による不法投棄物撤去の検討に当たっては、汚染拡大などの緊急性や撤去に要する費用等を考慮する必要があります。また、措置命令を発しても不法投棄者が撤去費用を負担できる見込みがない場合、措置命令が実効性を欠くものとなります。</p> <p>2 北沢地区の不法投棄物撤去に向けて</p> <p>県では、旧馬頭町からの二度にわたる不法投棄物撤去のための県営管理型最終処分場の設置要望、さらには、本県における廃棄物の適正な処理施設の確保の必要性などを総合的に勘案し、県営の最終処分場を建設して北沢地区の不法投棄物を処理する方法が、実現可能な最善の方法と判断して、馬頭最終処分場建設事業の実施を決定しました。</p>
4	<p>県は、北沢の不法投棄物の県外への持ち出しはできないとしているが、北沢の不法投棄物は、1都4県(東京・千葉・埼玉・群馬・茨城)から運ばれたものであり、県外での処理が可能ならばである。</p>	<p>平成12年の廃棄物処理法改正により、排出事業者や土地所有者に対しても措置命令を発することが可能となりましたが、北沢地区の不法投棄発覚当時は、そのような規定がなく、排出事業者や土地所有者に対して強力な指導が困難な状況でありました。</p> <p>また、不法投棄行為者が自社処分と称していたため、排出事業者の特定も困難な状況でありました。</p> <p>今後、北沢地区の不法投棄物を撤去する際に、排出事業者が判明した場合には、排出事業者に対して協力を依頼していく考えであります。</p> <p>それらのことも含めて、県営の処分場を建設して北沢地区の不法投棄物を撤去する方法が、実現可能な最善の方法と判断しています。</p>

No.	意見等の要旨	県の考え
5	有害物質が検出されていることから、県は、応急対策等を実施すべきである。	<p>投棄地内のモニタリング井戸水では、環境基準を超えるダイオキシン類や鉛の有害物質を検出しておりますが、下流の河川や地下水からは、有害物質は検出されていないことから、緊急的な対策は今のところ必要ないと考えています。</p> <p>なお、県は平成 20 年 2 月に那珂川町と締結した基本協定に基づき、平成 21 年に汚染拡散未然防止対策を実施するための説明会を開催してきましたが、住民の皆様から様々な意見や要望が出されたことを鑑みて未然防止対策工を「当面凍結」した経緯があります。</p>
6	<p>不法投棄物の撤去時に、排出者が判明した場合は、排出者に対し責任を追及するのか。</p> <p>不法投棄地の土地所有者に対し、撤去費用を請求するのか。</p>	<p>県としては、今後、北沢地区不法投棄物の撤去の際に、排出事業者が判明した場合には、協力を依頼していく考えです。</p> <p>土地所有者については、事件当時と土地所有者が違い、また、平成 12 年の廃棄物処理法改正により土地所有者に対して措置命令を発することが可能となりましたが、改正前の事案の責任追及は困難です。</p>

⑧ 放射性物質に汚染された廃棄物の埋立てについて

No.	意見等の要旨	県の考え
1	<p>放射性物質に汚染された廃棄物の受入基準値はいくつにするのか。具体的に示して欲しい。</p> <p>【3件】</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法において、8,000Bq/kg 以下の放射性物質に汚染された廃棄物は、管理型最終処分場に埋立てることができることとなっております。</p> <p>馬頭最終処分場では、基本的に放射性物質に汚染された廃棄物は受け入れないと考えていますが、放射性物質は自然界にも存在し、焼却や水処理により濃縮されることもあることから、廃棄物の排出実態も考慮し、受け入れる産業廃棄物の放射能濃度について慎重に検討しています。</p> <p>受入基準については、今後、那珂川町と十分協議していきたいと考えています。</p>
2	放射性物質に汚染された廃棄物を埋立処理するには、心許ない構造である。	<p>国の基準では、8,000Bq/kg 以下の放射性物質に汚染された廃棄物は、管理型最終処分場に埋立処分できることとなっております。</p> <p>馬頭最終処分場は、管理型最終処分場として国が定めた基準である二重遮水シートに加えて、ベントナイト砕石等の多重のバックアップシステムにより万全の安全対策を講じています。</p>
3	<p>設置する放射線測定装置は、トラックごと測定する装置なのか。</p> <p>何 Bq/kg まで測定できるのか。</p> <p>【2件】</p>	<p>トラックの積荷の重量を測る計量設備の前に、トラックごと測定できる装置を設置したいと考えています。</p> <p>具体的な放射線測定装置の機種や性能等については、今後行う実施設計で検討します。</p>

⑨ 経済性について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	最終処分場の総事業費、維持管理費はいくらになるのか。 【3件】	馬頭最終処分場の概算工事費は、約128億円と見込んでいます。 管理運営費等を含めた全体事業費については、処分場の安全性の確保を優先的に考えるとともに、経営の健全性が確保できるよう努めていきます。

自然環境に関する意見

① 自然環境について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	計画地は八溝県立自然公園に含まれている。 また、備中沢及びその周辺地域には、多くの希少な動植物が生息・生育することが明らかになっており、その地形的な特質とともに、いわば「生きた野外博物館」的なセットが備わっている状況と言える。 備中沢一体は、積極的かつ効果的な環境保全措置を検討すべきである。 【2件】	環境影響評価では、絶滅危惧種を含め、影響があると予測された貴重種を対象に、回避、低減、代償の順序で環境保全措置を検討し、その保全措置を講じることにより、回避、低減が図れるとしています。 検討に当たっては、専門家の意見を踏まえて保全措置方針を決めています。
2	備中沢には、環境省のレッドデータブックに記載されている絶滅危惧種が25種類も生息している。 こうした環境を壊していいはずがない。 【2件】	
3	植物は、移植することになっているが、植物の移植は、日照の関係で難しい。	回避ができない貴重植物については、類似環境に移植をするなど、影響の低減を図ることとしております。 移植した植物については、モニタリングを行い、生育状況を確認するとともに、状況に応じた管理を行います。 また、適切な森林管理を行い、生育環境の保全に努めていきます。
4	森林地形を改変し、森林機能を破壊、喪失し、開発を行うのは愚行である。	事業区域の直接開発を行わない区域を里山保全エリアとし、森林の保全を行っていきます。
5	森林破壊で野生鳥獣の集落への拡散し、害獣、害鳥化する。 たとえばイノシシの集落侵出被害拡大。	適切な森林管理により、周辺集落へのイノシシの拡散は減少するものと考えます。
6	汚水漏れがあった場合、旧馬頭町地区の公共水源だけでなく、旧小川町の公共水源を汚染する。 再調査をするべき。	那珂川町の上水道水源につきましては、これまでの諸調査の結果から、計画地とは別の水源であると判断しています。 旧小川町の南部地区簡易水道の水源が、那珂川右岸の白久地区にありますが、那珂川からの距離や井戸の深さが那珂川町上水道の第4水源とほぼ同様であることから、那珂川からの伏流水が水源であると推察しています。

No.	意見等の要旨	県の考え
7	那珂川町の上水道水源への影響について、もっと精度の高い地下水調査をすべきではないか。 【2件】	これまでの諸調査の結果から、計画地の地下水の流れは、標高の低い備中沢に向かい流れています。 また、処分場の遮水工には、国基準の二重遮水シートに加え、自己修復性シートやベントナイト砕石などの多重のバックアップ機能により万全を期します。
8	温泉の水脈との関係はどうであるか。	事業区域の西側に温泉がありますが、井戸の深さは1,000mを超える深いものと7mというごく浅いものであり、地下水位等の状況から、いずれも事業実施区域の地下水脈とは異なるものと考えられます。

② 環境影響評価について

No.	意見等の要旨	県の考え
1	事業アセスメント実施は時期尚早であり、変更の経緯、また変更に伴う前後アセスメントの相違を明確にすべき。	適地性アセスメントの結果、候補地は最終処分場の建設が可能であることを確認しました。 そのうえで、今回のアセスメントでは、環境への影響の予測、環境保全措置の検討、評価を改めて行ったものです。
2	適地性アセスメントでは、ブナの木、クチナガハバチなどの見落としがあった。	環境影響評価の現況調査において、ブナの点在を確認しています。 また、クチナガハバチ類については、生態系の注目種として評価しており、環境保全措置を検討しております。 環境保全措置の検討に当たっては、回避・低減を基本にしながら、回避・低減が困難な場合は代償的措置を検討しており、代償的措置を行う場合は、モニタリングを実施することとしています。
3	説明会を開催せずに事業アセスを実施したことは住民無視で手続き上も不備がある。	事業実施のための環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例を参考に行っております。 今回の環境影響評価は、これまでに実施した環境影響評価を補完するものであり、実施計画書段階での説明会等は前回の環境影響評価で実施済みのため、前回いただいた意見を踏まえるとともに、その調査、予測評価等のやり方を踏襲して実施計画書を作成しました。 また、環境影響評価書（案）を取りまとめた段階で説明会を開催しました。
4	動物の移動先の確保、植物の移植の難しさの観点から、現地の再確認、見落としのないように進めて欲しい。	環境影響評価の調査は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて、また、専門家の意見を踏まえて、実施しています。 なお、環境影響評価の後に貴重種等が新たに確認された場合は、適切な環境保全措置を検討します。

No.	意見等の要旨	県の考え
5	事前評価アセスメント手法やミチゲーション手法が取り入れられていない。	環境影響評価は、栃木県環境影響評価条例に定める技術指針に準じて、また、専門家の意見を踏まえて、実施しています。
6	基本計画が案の段階で一緒に環境影響評価の作業が進められている。適正な手続きではない。	基本設計の案の策定に当たっては、環境影響評価を並行して実施することにより、環境影響評価の内容を基本設計に反映し、環境に配慮して取りまとめております。
7	測量やボーリング調査は、基本設計のための調査であり、事業アセスメント終了後、その結果を基に行わなければならない。	今回実施した測量やボーリング調査は、基本設計及び環境影響評価の基礎データとなるものです。

その他の意見

No.	意見等の要旨	県の考え
1	馬頭最終処分場は、建設計画を白紙に戻すべきである。 【2件】	北沢地区の不法投棄物の撤去という那珂川町における長年の課題を解決するとともに、県内に設置されていない管理型産業廃棄物最終処分場を確保するため、馬頭最終処分場を整備するものです。 皆様の御理解と御協力をお願いいたします。
2	複数の候補地を比較検討せずに、備中沢を建設予定地として選定した。 【3件】	県では、平成14年から15年にかけて、地元から候補地として挙げられた備中沢地区について、将来にわたって安全で環境保全に配慮した処分場の建設が可能かどうか判断するため、適地性判断のための環境影響評価を実施しました。 その結果、候補地は管理型最終処分場の建設が可能な場所であることを確認しました。 そのうえで、県では、旧馬頭町からの平成12年6月と平成16年4月の二度にわたる県営管理型最終処分場の建設要望や適地性判断のための環境影響評価の結果などを総合的に勘案し、平成16年5月、馬頭最終処分場建設事業の実施を決定しました。
3	県の指導要綱にある関係地域に住所を有する関係住民の同意を得るべきである。 【3件】	県は、平成12年と平成16年の二度にわたる旧馬頭町からの設置要請を受けて、事業実施を決定し、事業を進めてきました。 また、平成20年には、那珂川町との基本協定を締結しました。 具体的な環境保全のための協定については、今後、町と協議を行ない、協定を締結したいと考えています。 なお、馬頭最終処分場は県が事業者であるため、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱は適用されません。

No.	意見等の要旨	県の考え
4	多くの住民が処分場に反対している。	<p>馬頭最終処分場は、北沢地区の不法投棄物を撤去するという那珂川町における長年の課題の解決策となるとともに、循環型社会を支える廃棄物の適正な処理施設の確保のため、極めて重要な事業ですので、皆様の御理解をいただきながら、着実に事業を推進していきたいと考えています。</p> <p>また、町からの最終処分場設置要請に当たっては、地域住民の合意形成への特段の配慮について要望をいただいておりますので、県としてはこれを重く受け止め、町の御協力をいただきながら最大限地元の合意形成に努めていきたいと考えております。</p> <p>そのためには、まず、最終処分場の「安全・安心」の確保について住民の皆様にご理解をいただくことが何よりも重要だと考えています。</p> <p>馬頭最終処分場では、多重安全システムの考え方を取り入れ、ハード面を多重安全構造とするだけでなく、ソフト面の安全対策を融合させ、また、最終処分場の設置、運営に伴うリスクをあらかじめ想定して総合的にリスク管理を行うことで、より安全で安心できる、そして信頼性の高い最終処分場の整備を目指しています。</p> <p>県では、これまで、こうした処分場の安全対策や事業の進め方などについて、事業の節目ごとに説明会や意見交換会を開催したり、町民の皆様を対象とした広報紙やホームページ等でお知らせしてきました。</p> <p>また、平成 20 年に地元那珂川町に馬頭処分場整備室那珂川分室を開設し、町民の皆様との窓口として意見を聞いてきました。</p> <p>基本計画や基本設計、環境影響評価書の策定につきましても、案の段階で説明会の開催や関係資料の縦覧を行い、皆様からいただいた御意見等に対する県の考えをお示して、取りまとめに当たっています。</p> <p>県としては、今後とも、説明会や広報紙、ホームページなどを活用し、積極的に情報提供を行うとともに、情報公開についても適切に対応していくことにより、できるだけ多くの住民の皆様へ、より一層の御理解と御協力をいただけるよう努めていきます。</p> <p>町から要望のあった「環境のまちづくりを基軸とする町振興計画」を踏まえ、今年度中に県の支援計画を策定し、積極的に支援していきます。</p> <p>風評被害はあってはならないと考えております。風評被害の起きないよう馬頭最終処分場の整備に当たっては、多重安全システムの考え方を取り入れ、施設・設備(ハード)面、管理運営(ソフト)面の両面において、幾重にも安全対策を講じることとしています。</p> <p>また、処分場が稼働した後も、処分場周辺の水質や土壌などのモニタリング調査を定期的実施し、周辺環境への影響がないことを確認し、その結果を公表することにより、風評被害の未然防止に努めていきます。</p> <p>万が一風評被害が発生した場合は、基本協定を踏まえ、県が責任を持って補償します。</p>
5	処分場の影響を住民説明に供せず行政の説明責任を果たしていない。 【2件】	
6	県は住民の要望に対し、検討すると回答しながら、誠意が感じられない。	
7	馬頭町不法投棄物適正処理検討委員会の答申では、反対者がおり、また同意者でも地域住民の過半数の同意の下に実施することを条件としており、処分場建設要請の根拠に成り得ない。	
8	住民投票を実施すべきである。	
9	旧馬頭町における処分場反対の請願不採択については、町議会の教育民生常任委員会における、審議不十分との少数意見による本会議不採択であった。	
10	関係住民への周知遅延の違反は、再三の口頭での指摘にもかかわらず、説明会のたびに繰り返される。住民軽視である。	
11	県は、補助金をやるから、処分場をつくらせる的なやり方を止めるべきである。	
12	地元和見地区への地域振興を配慮してもらいたい。	
13	風評被害の補償は、具体的にどのように考えているのか。 処分場設置によって蒙った損害の補償規定を、設置許可申請前に詳細に決めておく必要がある。 【5件】	

No.	意見等の要旨	県の考え
14	事業主体は栃木県とあるが、最後まで栃木県か。公社で行われることはないのか。	事業主体は、県です。
15	処分場ができると、周りに中間処理施設が乱立する。県は中間処理施設について、建設を阻止したりしないなど関知しないとやっている。その考えに変わりはないか。 【3件】	中間処理施設の設置については、廃棄物処理法、県指導要綱等により適正に審査していく考えに変わりはありません。
16	県は、処分場で改変しない区域を他者に譲ることはないか。	処分場の改変しない区域は、里山保全エリアとして、活用する予定です。
17	未買収の土地をどのような形で残していくのか。	未買収の土地は、県有地でないため、現状有姿とします。
18	事業区域内の未買収の土地への通路は確保しなければならない。	事業区域内にある民有地への通行には、配慮します。 ただし、工事施工中においては、危険が伴う場合があることから、通行に当たっては、御協力をお願いします。
19	汚染溜まりをつくり、将来への禍根を源流部に残すことになる。	馬頭最終処分場の基本設計に当たっては、クローズド型の採用や遮水工にベントナイト砕石を用いるなど、最新の技術を採用し、安全で安心できる処分場を建設します。
20	県内で発生した廃棄物は、県内で処理するのではなく、他県で処理してもいいのではないか。	現在、県内に管理型産業廃棄物最終処分場がないため、県内の産業活動により発生した廃棄物を他県の処分場で埋立処理しています。 「栃木県廃棄物処理計画」においては、県内で排出された廃棄物は県内で処理する域内処理を前提としています。 そのためにも、馬頭最終処分場整備事業は、極めて重要な事業ですので、皆様の御理解と御協力をいただきながら、着実に事業を推進していきたいと考えています。
21	処分場を都市部近くに立地すれば、その跡地利用は計り知れない効果を生む。都市部に処分場を建設すべきである。	今後の廃棄物行政の参考にさせていただきます。
22	建設予定地周辺には、里山が十分にある。里山の創出の観点からは、都市部に処分場を建設すべきである。	
23	廃棄物・環境問題で、香川県の豊島産業廃棄物不法投棄問題が参考になる。	

栃木県では、多重安全システムを備えた 安全で安心できる最終処分場を整備します。

馬頭最終処分場整備の基本方針

- **安全性の高い施設**
最新技術を導入した安全性の高い施設を整備します。
- **信頼性の高い管理運営**
徹底した搬入管理や非常時における危機管理体制を確立するなど、信頼性の高い管理運営を行います。
- **地域との情報の共有**
住民による監視を行うなど、地域の皆様と情報を共有し、透明性のある管理運営を行います。
- **自然と調和した施設整備**
環境に配慮し自然と調和できる施設を整備します。



お問い合わせ先

- 栃木県 環境森林部 馬頭処分場整備室 TEL.028-623-3227 FAX.028-623-3182
e-mail : bato@pref.tochigi.lg.jp
- 那珂川分室 TEL.0287-92-1411 FAX.0287-92-1416
- 那珂川町 環境総合推進室 TEL.0287-92-1110 FAX.0287-92-3699

発行

- 栃木県 環境森林部 馬頭処分場整備室 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL.028-623-3227
【栃木県ホームページ】 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/> [⇒くらし・環境 ⇒ 廃棄物 ⇒ 県営処分場]

(平成27年2月発行)

